

令和7年度 工作物石綿事前調査者講習のご案内

一般社団法人日本ボイラ協会福井支部

一般社団法人日本ボイラ協会は、工作物石綿事前調査者講習の講習機関として東京労働局に登録（登録番号 石 13-19）し、工作物石綿事前調査者を養成する講習を実施します。

当協会が実施する工作物石綿事前調査者講習は、東京都の協会本部事務所で対面による講習を行い、同時に協会各支部は、それぞれの道府県内に設ける会場に受講者を集め、本部からインターネットを通じて配信されるリアルタイムの画像と音声によるリモート講習を行う方式のものです。

1. 講習会場

福井県産業情報センター（坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-16 ソフトパークふくい内）

2. 講習日

	講習日(サテライト方式)	定員	修了考査
第4回	令和7年6月5日(木)・6日(金)	36名	6月9日(月)
第5回	令和7年8月21日(木)・22日(金)	16名	8月25日(月)
第6回	令和7年12月11日(木)・12日(金)	36名	12月15日(月)
第7回	令和8年2月26日(木)・27日(金)	36名	3月2日(月)

開場 9:00 受付 9:00~9:20 オリエンテーション 9:25~9:30 講習開始 9:30

3. 講習科目

	科目	時間	講習時間
1日目	工作物石綿事前調査に関する基礎知識1	1時間	9:30~16:50
	工作物石綿事前調査に関する基礎知識2	1時間	
	石綿使用に係る工作物図面調査	4時間	
2日目	現場調査の実際と留意点	4時間	9:30~15:45
	工作物石綿事前調査報告書の作成	1時間	
	(実機での解説)	(30分)	(15:55~16:25)
3日目	【修了考査】	1時間40分	9:30~11:10

4. 申込方法

- ①**受講申込書**に必要事項を記入し、②**受講資格を証明する書類**を添付して、③FAX(0776-26-4581)又はメール(jba-fukui@dune.ocn.ne.jp)にてお申し込みください。
- 受講資格を証明する書類のご提出がない場合は受付できませんので、ご注意ください。

5. 受講確認通知書及び請求書の送付

- 受講資格を確認後、受講確認通知書及び請求書を FAX 又はメールで送付しますので、受講料等を納付してください。
- 受講資格を証明する書類を提出してから1週間以上当協会から連絡がない場合は、FAX やメールが不達可能性がありますので、福井支部(電話 0776-26-4581)までお問い合わせください。

6. 受講料及びテキスト代

- 一般 55,000 円(受講料 45,500 円+テキスト代 4,500 円+税 5,000 円)
- 会員事業場 53,350 円(受講料 45,500 円+テキスト代 3,000 円+税 4,850 円)

7. 受講料等の支払い

- ・ 受講確認通知書を受け取ってから、受講日の1週間前までに、受講料等をお支払いください。
- ・ 講習日の1週間前までに受講料の支払いがない場合は、キャンセルしたものととして取り扱います。
(お振込みの前にキャンセルする場合でも、必ずご連絡ください。)
- ・ 受講料のお支払いは、現金支払い(当支部事務所にご持参ください。)。現金書留、又は、口座振込でお願いします。
- ・ 口座振り込みの場合は、振込手数料はご負担ください。

振込口座：福井銀行(県庁支店) 普通預金No.1024442

ゆうちょ銀行

記号13380 番号1719171

8. お振込み後のキャンセル、受講日の変更について

- ・ 講習初日の7日前から3営業日前までは、受講料の50%をキャンセル料として頂き、2営業日前からのキャンセルはその全額を頂きます。テキストの返品及び返金はできかねますのでご了承ください。
- ・ 受講者都合により受講できなくなった場合、受講日の変更は致しかねます。
- ・ 次回以降に変更をご希望の場合には、キャンセル扱いとなります。改めてお申し込みください。
- ・ キャンセルに伴います返金の振込手数料は受講者様負担となります。テキストの返品はお受けできません。ご入金済みの受講料からキャンセル料、テキスト代および振込手数料を差し引いた金額を返金いたします。キャンセル後にキャンセルの取り消しはできません。
- ・ 受講者の交代は講習初日3営業日前まで可能です。ただし、講習日前日15時まで、当協会が受講資格を確認できなかった場合はキャンセルとさせていただきますのでご了承ください。
- ・ 講習日当日の欠席はキャンセル扱いとなります。欠席の際は必ずご連絡ください。

9. 受講票とテキストの送付

- ・ 受講料のお振込みの確認後、受講票とテキストを送付します。
- ・ 送料は当協会が負担します。

10. 学科講習(2日間 11時間)

- ・ 修了証に貼付する**証明写真(3cm×2.4cm 運転免許証サイズ)**をご用意ください。
証明写真裏面に受付番号・氏名を記入し、**受講初日**にご提出ください。
- ・ 受付の際は、**受講票**と、**写真付きの身分証**を必ずご提示ください。
お忘れになりますと、受講や修了考査の受験ができませんのでご注意ください。
※当日欠席される場合は必ずご連絡ください。

11. 修了考査

- ・ 遅刻や途中退席なく、全講習科目をすべて受講した方のみ、修了考査を受験できます。
- ・ 可否については修了考査から1週間以内にメールにてご連絡いたします。
 - 合格 ⇒ 修了証明書送付
 - 不合格 ⇒ 受講証明書(未修了者用)送付

12. 修了考査 再受験

- ・ 修了考査に不合格だった場合、再受験の機会をご用意します。
- ・ お電話・メールにてお問い合わせの上、メール又はFAXでお申し込みください。
電子メール：jba-fukui@dune.ocn.ne.jp TEL/FAX：0776-26-4581
- ・ 再受験料 5,500円 税込(口座振込：振込手数料はご負担下さい。)

受講資格・証明書類の例

区分	受講資格	受講資格を証明する書類の例
①	労働安全衛生法別表第 18 第 23 号に掲げる 石綿作業主任者技能講習 を修了した者	石綿作業主任者技能講習修了証の写し
②	学校教育法による 大学 (短期大学を除く。)において、 工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程 を修めて卒業した後、工作物に関して 2年以上の実務の経験 を有する者	(1)大学の工学科 卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 2年以上の職務内容証明書 ※(1)と(2)両方必要です
③	学校教育法による 短期大学 (修業年限が3年であるものに限る、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、 工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程 (夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。④において同じ。)、工作物に関して 3年以上の実務の経験 を有する者	(1)修業年限3年の短期大学の工学科 卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 3年以上の職務内容証明書 ※(1)と(2)両方必要です
④	学校教育法による 短期大学 (同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は 高等専門学校 において、 工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程 を修めて卒業した後、工作物に関して 4年以上の実務の経験 を有する者(③に該当する者を除く。)	(1)短期大学、専門職大学、又は高等専門学校の工学科 卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 4年以上の職務内容証明書 ※(1)と(2)両方必要です
⑤	学校教育法による 高等学校又は中等教育学校 において、 工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程 を修めて卒業した後、工作物に関して 7年以上の実務の経験 を有する者	(1)高等学校の工学科 卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 7年以上の職務内容証明書 ※(1)と(2)両方必要です
⑥	工作物に関して 11年以上の実務の経験 を有する者	工作物に関して 11年以上の実務経験 があることを、事業場の責任者が証明する 職務内容証明書
⑦	2006年(平成18年)4月1日(注)の前日までに特定化学物質等作業主任者技能講習 を修了した者で、工作物石綿事前調査に関して 5年以上の実務の経験 を有する者 (注)以前は石綿作業主任者技能講習がなく、特化物作業主任者がその役割を担っていた	(1)平成17年の改正前の特定化学物質等作業主任者技能講習の 修了証の写し (2)工作物石綿事前調査の実務経験(※) 5年以上の職務内容証明書 (注)工作物石綿事前調査者の補助の業務など ※(1)と(2)両方必要です
⑧	建築行政 に関して 2年以上の実務の経験 を有する者	実務経験 2年以上の職務内容証明書
⑨	環境行政 (石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して 2年以上の実務の経験 を有する者	実務経験 2年以上の職務内容証明書
⑩	労働安全衛生法第93条第1項の 産業安全専門官 若しくは 労働衛生専門官 又は同項の 産業安全専門官 若しくは 労働衛生専門官 であった者	職務内容証明書
⑪	労働基準監督官 として 2年以上 その職務に従事した経験を有する者	実務経験 2年以上の職務内容証明書

※「工作物石綿事前調査の実務経験」とは、工作物の研究、設計、製作又は据付け等の業務の経験をいい、これらには工作物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれます。

※職務内容証明書について、事業場を既に退職している場合は、その事業場に依頼して同証明書を発行し

てもらう必要があります。

(参考)

<ul style="list-style-type: none"> ● 工作物とは 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について(R2.8.4 基発0804第8号、一部改正 R3.3.29 基発0329第3号、一部改正 R4.5.9 基発0509第4号) 	<p>(ア)「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含むものであること。</p> <p>(イ)「工作物」とは、(ア)の建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があること。</p> <p>なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物であることに留意すること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 石綿則第4条の2第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物 特定工作物告示(R2.7.27 厚生労働省告示第278号) 	<p>石綿則第4条の2により事前調査報告の対象となる工作物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 反応槽 2 加熱炉 3 ボイラー及び圧力容器 4 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く) 5 焼却設備 6 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く) 7 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く) 8 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く) 9 変電設備 10 配電設備 11 送電設備(ケーブルを含む) 12 トンネルの天井板 13 遮音壁 15 軽量盛土保護パネル 16 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
<ul style="list-style-type: none"> ● 工作物石綿事前調査者が事前調査する工作物 (石綿則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び石綿則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部を改正する告示) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工作物石綿事前調査者でなければならない工作物(第4号)特定工作物告示 第1号~第5号、第7号~第11号に掲げる工作物 ● 上記以外の特定工作物の事前調査は、一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者及び工作物石綿事前調査者が実施することができます。